優　遇　型　変　動　金　利　定　期　預　金

令和７年4月1日現在

１．　商品名 （愛称）	・優遇型変動金利定期預金［複利型］ （愛称：メルヘンアップ）
２．　販売対象	・個人のみ
３．　期間	・３年ものの自動継続扱い
４．　預入 （１）　預入方法 （２）　預入金額 （３）　預入単位	・一括預入 ・３００万円以上１,０００万円以内 ただし、下記の金額階層別にお一人様一口限りとする。 ３００万円以上１,０００万円未満で一口限りとする。 １,０００万円で一口限りとする。 ・１円単位
５．　払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
６．　利息 ７． （１）　適用金利 （２）　利払方法 （３）　計算方法	・変動金利とし、店頭表示利率（変動金利定期預金３年もの）に次の金額階層別に上乗せ利率を適用します。 ・３００万円以上１,０００万円未満に店頭表示利率＋０．05％ ・１,０００万円に店頭表示利率＋０．10％ ・預入日から６カ月間は預入時の店頭表示の利率に上乗せ利率を加算したものを約定利率として適用し、預入後６ヵ月毎に適用利率を見直します。 ・自動継続後の利率は、継続日における変動金利定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
８．　税金	・利息には２０％(国税１５％、地方税５％)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※「復興特別所得税」０．３１５％が付加される平成 25 年１月１日から令和 19 年１２月３１日までの間にお受取りになる利息には、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の分離課税が適用されます。
９．　手数料	―
１０．　付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．７％上乗せした利率）
１１．　中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日までの日数により６カ月毎の複利計算した期限前解約利率とともにお支払いします。
１２．　金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
１３．　苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9 時～17 時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理　東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)，第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249)，富山県弁護士会（電話:076-421-4811),金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:０７７６-２３-５２５５)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
１４．　その他参考となる事項	・発売終了後の継続は変動金利定期預金とします。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間　令和７年４月１日～令和８年３月３１日

石動信用金庫